

山梨県農業経営承継支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、農業経営の合理化や安定的な雇用、円滑な経営継承、雇用による就業機会の拡大などの経営発展及び地域における将来にわたっての農地の維持管理を支援するため、農業経営の法人化の取組に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知）及び農業経営法人化支援総合事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、事業実施主体とは、山梨県農業経営承継支援事業による経営診断を活用して法人化した経営体をいう。

(補助金の交付の対象となる経費及びその補助率)

第3条 補助金の交付の対象となる事業の区分及び対象経費、補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第4条 事業実施主体は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）を別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により事業実施主体に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第6条 事業実施主体は、第5条の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(補助金の交付方法)

第7条 補助金は精算払いとする。

(補助金の交付決定の取消等)

第8条 知事は、次に掲げる場合には、第5条の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (2) 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 知事は、第1項の規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 補助金の返還期間は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期間内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(書類の保管)

第9条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

附則

- 1 この要綱は、平成30年7月4日から施行する。
- 2 農業経営法人化補助金交付要綱は、廃止する。ただし、同要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

附則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 農業経営法人化補助金交付要綱は、廃止する。ただし、同要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

附則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の山梨県農業経営承継支援事業費補助金交付要綱の規定に基づき、令和2年度以前に実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

附則

- 1 この要綱は、令和5年3月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の山梨県農業経営承継支援事業費補助金交付要綱の規定に基づき、令和3年度以前に実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。